

令和2年度

株式会社 神戸フェリーセンター

事業概要

港湾局



# 目 次

I	会社の設立趣旨	1
II	会社の概要	2
III	会社の機構・社員数	
1	機 構	3
2	社 員 数	4
3	役 員	4
IV	株式会社 神戸フェリーセンター 定款	5
V	令和元年度事業報告	
1	事業の概要	9
2	損益計算書	11
3	貸借対照表	12
4	損益明細書	13
VI	令和2年度事業計画	
1	事業計画	14
2	経営改善の取組状況	15
3	予定損益計算書	16
4	予定貸借対照表	17
5	予定損益明細書	18
VII	主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）	19
	（参考）財務状況推移	20



## I 会社の設立趣旨

昭和40年代当初の内航海運において、経済発展に伴い輸送量が増大し、積載効率の向上や利用者側の要請を受けて、大型カーフェリーが続々と出現することとなった。

その後、これらのカーフェリーの受け入れ施設設置にあたり、機能の強化、駐車場の大型化及び海陸交通の最も効率的に結合する施設の要請が高まってきた。

この要請に応えるため、東神戸フェリーターミナルにおける各フェリー会社の船舶運航（埠頭使用・離着岸・乗船券発売等）について、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客貨物の安全輸送に資するとともに、フェリー輸送だけでなく経済全体の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月、東神戸フェリーターミナル内に株式会社神戸フェリーセンターが設立された。

設立以降、各フェリー会社の船舶運航の陸上作業を主体とする業務の一元的運営により、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客の安全輸送に努めてきたが、景気の低迷、原油の高騰、高速道路料金の大幅な見直し等により、フェリー事業は厳しい局面に置かれてきた。

しかし、フェリーはCO<sub>2</sub>排出を抑制できる輸送手段として、また災害時の陸路に代わる輸送手段として優れた特性をもっていることから、近年、海の公共交通手段及び人流・物流ネットワークとして、その重要性が高まっている。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から人的移動が大きく制御・制限され、当面厳しい状況が続くことが予想されるが、この困難な状況を乗り越えるべく船社や関係機関と一体となり、活性化に取り組んでいく。

## II 会社の概要

1. 商 号 株式会社 神戸フェリーセンター

2. 所 在 地 神戸市中央区新港町3番7号

3. 設 立 昭和44年8月29日

4. 資 本 金 授權資本金 200,000 千円

払込資本金 50,000 千円

主な株主

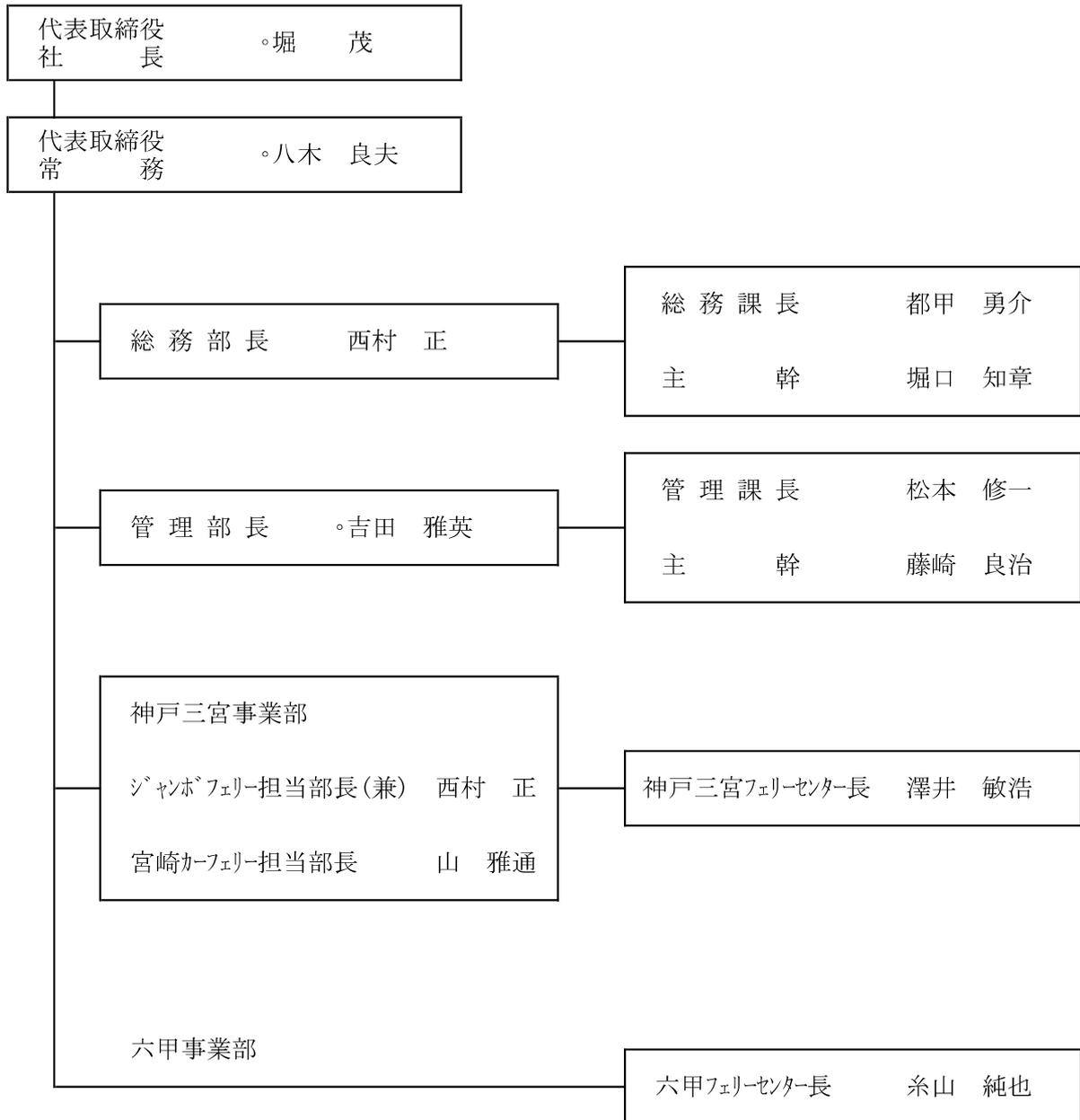
神戸市 18,000 千円

(株)OMこうべ 17,500 千円

### Ⅲ 会社の機構・社員数

(令和2年7月1日現在)

#### 1 機構



◦ 印は本市を退職した職員を示す。

## 2 社員数

(令和2年7月1日現在)

	部長	課長	係長	係員	合計
総務部	1	2			3
総務課		2			2
管理部	1	2			3
管理課		2			2
神戸三宮事業部	1	1	6	13	21
神戸三宮フェリーセンター		1	6	13	20
六甲事業部			1	5	6
六甲フェリーセンター			1	5	6
計	3	5	7	18	33

(注) 兼務職員については、所属課で計上し、兼務課では計上しない。

社員数については、嘱託職員を含む。

## 3 役員

(令和2年7月1日現在)

役員の種類	氏名	現職名
代表取締役 社長	◦堀 茂	
代表取締役 常務	◦八木 良夫	
取締役	・辻 英之	神戸市港湾局長
同上	◦佐藤 一郎	神戸地下街株式会社 代表取締役社長
同上	◦岩橋 哲哉	株式会社OMこうべ 代表取締役社長
監査役	福元 隆久	弁護士
同上	◦東野 展也	神戸航空貨物ターミナル株式会社 代表取締役社長

◦印は本市を退職した職員を示す。

・印は本市派遣職員を示す。

## IV 株式会社 神戸フェリーセンター

### 定 款

#### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社神戸フェリーセンターと称する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車航送船事業者、旅客、車両並びに貨物への役務の提供
- (2) 自動車航送船埠頭の管理運営
- (3) 駐車場の管理運営
- (4) 一般日用品雑貨、煙草、酒類、飲食物、雑誌、新聞、医薬品、郵便切手及び観光用土産品の販売並びに自動販売機の管理・運営
- (5) 飲食店業
- (6) 不動産の賃貸、管理
- (7) 高速道路及び有料道路における料金徴収業務
- (8) 一般道路、高速道路及び建造物等の清掃並びに維持管理業務
- (9) 交通誘導、常駐、巡回、保安警備、輸送警備、機械警備及び臨時警備の請負業
- (10) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する。

#### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。

(株式譲渡の制限規定及び株式取扱規則)

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2 株式の名義書換，質権に関する登録，信託法による信託財産の表示又はその抹消，株券の再交付に関する手続き並びにその手数料，その他株式事務取扱については，取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主等の氏名、住所及び印鑑の届出)

第9条 株主及び登録された質権者またはその法定代理人は，当会社の定める書式によりその氏名及び住所を届出なければならない。これを変更した時も又同様である。

(基準日)

第10条 当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは，取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は，毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し，臨時株主総会は必要のつど招集する。

(総会の議長)

第12条 株主総会の議長は代表取締役が当たり，代表取締役に事故あるときは，あらかじめ取締役会で定めた順位により，他の取締役が代わる。

(総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は，法令または定款に別段の定めのある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は，他の者を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 代理人は，本人の当会社に届出ある印鑑を押捺によって議決権を行使するときは代理権限を証する書面を当会社に提出することを要する。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事については，法務省令で定めるところにより，その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し，議長及び出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。

## 第4章 取締役、監査役、及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(監査役の設置)

第17条 当社は監査役を置く。

(役員の数)

第18条 当社に取締役は3名以上、監査役2名以内とする。

(役員を選任)

第19条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(役員任期)

第20条 取締役の任期は選任後2年内、監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により選任した取締役及び監査役の任期は前任者の残任期間とし、増員によって選任した取締役の任期は他の取締役の残任期間とする。

(役員補欠)

第21条 取締役又は監査役中に欠員ができたときは、法定の員数を欠かず且つ業務に差支えない限り、その補欠選任を行わないものとするができる。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第22条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役社長1名を選定する。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

3 取締役会の決議をもって、取締役社長のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は特に法令又は定款の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

2 取締役会は社長がこれを招集し、その通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会に関する事項は取締役会規定で別に定める。

(取締役会の決議の省略等)

第24条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき取締役（当該事項について議決権を行使できるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印を行う。

（役員報酬）

第26条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は株主総会で定める。

（取締役、監査役の責任免除）

第27条 当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者も含む）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（取締役、監査役との責任限定契約）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条の最低責任限度額とする。

## 第5章 計 算

（事業年度）

第29条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は、記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 附 則

第1条 本定款に定めなき事項は総て会社法の規定に従う。

## V 令和元年度事業報告

### 1 事業の概要

令和元年度の国内経済は、米中貿易摩擦など海外の不安定な情勢の継続に加えて、新型コロナウイルスの影響が拡大し、国内外の経済動向は不透明な状況になっている。

このような状況の中、当期の業績に与えた影響は限定的であったと言えるものの、長期的には厳しい状況が続くことが予想される。

フェリー事業については、新型コロナウイルスの感染拡大により、全航路において令和2年2月頃から徐々に利用が減り始め、3月の乗船者数が前年同月比で約60%の減となるなど、車両（乗用車・トラック）、総人員ともに前年度から減少した。

航路別では、高松・小豆島航路において、瀬戸内国際芸術祭が春、夏、秋の3会期、計107日間開催されたほか、大型連休等により小豆島行き的一般客の利用が増加したものの、航路全体では船舶のドック入りによる減便等もあり、昨年度に比べ車両、総人員ともに減少した。また、宮崎航路においても、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、利用が減少した。

大分航路においては、機関故障により欠航していた1隻が平成30年8月に運航を再開し、令和元年度は年間を通じて2隻による運航となったことから、車両、総人員ともに回復した。

駐車場事業については、青木北駐車場において、平成30年の高潮被害により減少した契約数が徐々に回復したほか、中埠頭駐車場は概ね前年度並みで推移した。

シャーシプールについては、近年の神戸港のコンテナ貨物取扱量の増加により、六甲アイランド、ポートアイランドシャーシプールともに満車状態が続いている。また、コイン洗車場についても、リピーター利用が増加し、安定的な収入を得られる状態となった。

指定管理事業については、神戸三宮フェリーターミナル、ポートターミナルの管理業務を受託し、いずれも順調に業務を遂行した。

(1) フェリー事業

発着地	航 路	船 社	便数	乗用車 (台)	トラック (台)	総人員 (人)
神戸三宮 フェリーターミナル	神戸 ~ 小豆島 高松	ジャンボフェリー(株)	4/日	20,409	40,123	133,953
	神戸 ~ 宮崎	宮崎カーフェリー(株)	1/日	34,462	27,623	79,901
六甲アイランド フェリーターミナル	神戸 ~ 大分	(株)フェリー さんふらわあ	1/日	12,837	35,990	88,242

(注) 乗船台数・人数については、神戸発便の実績である。

(2) 駐車場事業

駐 車 場 名	利 用 目 的	駐車可能台数 (台)	契 約 台 数 (台)
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗 用 車	187	172
青木北駐車場	乗 用 車	129	110
ポートアイランド シャースイプール	シャースイ	20F 30	20F 30
		40F 190	40F 190
		40F 283	40F 283
六甲アイランド シャースイプール	シャースイ	20F 95	20F 95
		40F 185	40F 185
		40F 255	40F 255
摩耶埠頭シャースイプール	シャースイ	40F 90	40F 90

(注) 契約台数については、令和2年3月31日現在の実績である。

(3) 指定管理者事業

- ① 神戸三宮フェリーターミナル管理業務
- ② ポートターミナル管理業務



## 3 貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	98,553,458	(負 債 の 部)	192,166,643
現 金 預 金	85,512,252	流 動 負 債	115,312,702
売 掛 金	13,026,106	買 掛 金	49,764,192
前 払 費 用	15,100	未 払 法 人 税 等	335,000
		未 払 消 費 税	10,248,100
固 定 資 産	16,993,751	前 受 金	14,252,664
有 形 固 定 資 産	8,875,130	預 り 金	11,324,565
建 物	7,550,945	未 払 費 用	16,641,770
建 物 付 属 設 備	181,130	仮 受 金	8,054,211
構 築 物	837,540	賞 与 引 当 金	4,692,200
車 両	1		
什 器 備 品	305,514	固 定 負 債	76,853,941
無 形 固 定 資 産	393,981	長 期 預 り 金	10,000,000
電 話 加 入 権	393,981	預 り 保 証 金	17,462,441
投資その他の資産	7,724,640	退 職 給 付 引 当 金	49,391,500
投 資 有 価 証 券	5,807,360		
差 入 保 証 金	1,905,000	(純 資 産 の 部)	▲ 76,619,434
預 託 金	12,280	株 主 資 本	▲ 76,619,434
		資 本 金	50,000,000
		利 益 剰 余 金	▲ 126,619,434
		そ の 他 利 益 剰 余 金	▲ 126,619,434
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 126,619,434
資 産 合 計	115,547,209	負債及び純資産合計	115,547,209

4 損益明細書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

(1) 収入内訳表

(単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	300,279,813	293,392,131	6,887,682	－
駐車場等事業収入	284,611,978	284,611,978	－	－
指定管理者事業収入	114,581,483	－	114,581,483	－
受 取 利 息 等	2,262,295	－	－	2,262,295
合 計	701,735,569	578,004,109	121,469,165	2,262,295

(2) 支出内訳表

(単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	274,895,504	249,095,492	25,800,012	－
駐車場等事業費	221,061,940	14,961,489	206,100,451	－
指定管理者事業費	106,323,324	15,404,537	90,918,787	－
一 般 管 理 費	132,237,690	69,219,022	62,200,458	818,210
合 計	734,518,458	348,680,540	385,019,708	818,210

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位 円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	300,279,813	274,895,504	25,384,309
駐車場等事業費	284,611,978	221,061,940	63,550,038
指定管理者事業費	114,581,483	106,323,324	8,258,159
一 般 管 理 費	－	132,237,690	▲132,237,690
合 計	699,473,274	734,518,458	▲35,045,184

## VI 令和2年度事業計画

### 1 事業計画

#### (1) フェリー事業

フェリー事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い利用客が減少し、厳しい状況にあるが、船社と協力し利用客の回復に努める。

発着地	航 路	船 社	便数	船隻数	就航年月
神戸三宮 フェリーターミナル	神戸 ~ 小豆島 高松	ジャンボフェリー(株)	4/日	2	S44. 11
	神戸 ~ 宮崎	宮崎カーフェリー(株)	1/日	2	H26. 10
六甲アイランド フェリーターミナル	神戸 ~ 大分	(株)フェリー さんふらわあ	1/日	2	S45. 2

#### (2) 駐車場等事業

駐車場等その他の事業においては、契約台数の維持を図りながら、需要に柔軟に対応し、利用数の確保に努める。

駐 車 場 名	利 用 目 的	駐車可能台数 (台)
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗 用 車	187
青木北駐車場	乗 用 車	129
ポートアイランド シャーププール	シャープシ	20F 30
		40F 190
		40F 283
六甲アイランド シャーププール	シャープシ	20F 95
		40F 185
		40F 255
摩耶埠頭シャーププール	シャープシ	40F 90

#### (3) 指定管理者事業

指定管理者事業については、施設の管理業務に係る様々な経費の節減を図りながら効率的な管理運営を行う。

- ① 神戸三宮フェリーターミナル管理業務
- ② ポートターミナル管理業務

## 2 経営改善の取組状況

### (1) これまでの取組状況

- ① 平成10年4月の明石海峡大橋開通に伴い、青木埠頭では高松航路の1航路のみを残して船社がほぼ全面撤退することとなった。その抜本的再建対策として、一旦全社員を解雇し、残存航路に見合った適正人員を再雇用して再出発することにした。その結果、81名のうち17名を再雇用し、フェリー事業縮小に伴う受け皿として関連会社であるポート産業㈱へ34名を移籍させ、残り30名は県・市関係への就職斡旋、自主就職等により会社組織の再編成を行った。
- ② 平成11年3月に、本社を青木埠頭から現在の新港フェリーターミナルに移転した。
- ③ 平成14年度末には付帯事業としての旅行事業を廃止し、社員の再配置をすることによりフェリー事業部門の強化を図った。
- ④ 平成16年度は、プロバイダ事業から撤退することにより収支改善を図るとともに、給与体系の見直し、人事制度の改善等により、人件費の削減その他各種物件費の節減等徹底した経費削減を行った。
- ⑤ 平成17年度以降、指定管理者制度導入への対応、定年退職者の再雇用制度の整備等、時代の変化に対応した取り組みを行った。
- ⑥ 平成26年度には、宮崎航路の新規就航があり、フェリー事業の拡大を推進した。
- ⑦ 平成27年度以降、フェリー事業の拡大に伴い、従業員の安定的確保と育成に取り組むなど、人員体制の強化に努めている。
- ⑧ 平成29年度は、契約社員及びパート従業員について、処遇の改善、人手の確保、人材の定着とキャリアアップのために、時給を増額するとともに、通算契約期間に応じて時給ランクが上がる賃金テーブルを作成した。

### (2) 令和2年度の取組み

フェリー事業を軸に、それぞれの事業の活性化と経営強化を図る。

- ① フェリー事業の活性化
  - ・新型コロナウイルス感染症により激減した利用客の回復を図るため、国によるGo Toトラベルキャンペーンの活用など、船社と協力しながら利用客増加に努める。
  - ・人員確保と研修により、サービスの向上を目指す。
- ② 駐車場及び付帯事業の活性化
  - ・駐車場や洗車場、ポートターミナルホールの利用者の増加を図るため、PR活動の強化に努める。
  - ・経営基盤強化のために、既存事業の拡充や新規事業の検討を行う。
- ③ 指定管理者事業
  - ・受託業務にかかる管理体制の効率的強化に努める。
- ④ 業務の適正化・効率化
  - ・組織、人員など業務全体の適正化、効率化を一層推進し、抜本的経営改善を図っていく。



## 4 予定貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	70,675	(負 債 の 部)	180,847
現 金 預 金	58,100	流 動 負 債	101,787
売 掛 金	12,560	買 掛 金	49,900
前 払 費 用	15	未 払 法 人 税 等	335
		未 払 消 費 税	9,300
固 定 資 産	16,195	前 受 金	14,250
有 形 固 定 資 産	8,077	預 り 金	12,640
建 物	7,022	未 払 費 用	2,680
建 物 付 属 設 備	90	仮 受 金	8,055
構 築 物	723	賞 与 引 当 金	4,627
車 両	-		
什 器 備 品	242	固 定 負 債	79,060
無 形 固 定 資 産	394	長 期 預 り 金	10,000
電 話 加 入 権	394	預 り 保 証 金	17,460
投資その他の資産	7,724	退 職 給 付 引 当 金	51,600
投 資 有 価 証 券	5,807		
差 入 保 証 金	1,905	(純 資 産 の 部)	▲ 93,977
預 託 金	12	株 主 資 本	▲ 93,977
		資 本 金	50,000
		利 益 剰 余 金	▲ 143,977
		そ の 他 利 益 剰 余 金	▲ 143,977
		繰 越 利 益 剰 余 金	▲ 143,977
資 産 合 計	86,870	負債及び純資産合計	86,870

5 予定損益明細書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(1) 収入内訳表

(単位 千円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	その他
フェリー事業収入	283,141	276,216	6,925	-
駐車場等事業収入	290,557	290,557	-	-
指定管理者事業収入	116,093	-	116,093	-
合 計	689,791	566,773	123,018	-

(2) 支出内訳表

(単位 千円)

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	263,456	237,450	26,006	-
駐車場等事業費	221,745	14,800	206,945	-
指定管理者事業費	106,448	15,000	91,448	-
一般管理費	115,165	68,750	45,617	798
合 計	706,814	336,000	370,016	798

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位 千円)

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	283,141	263,456	19,685
駐車場等事業費	290,557	221,745	68,812
指定管理者事業費	116,093	106,448	9,645
一般管理費	-	115,165	▲115,165
合 計	689,791	706,814	▲17,023

VII 主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）

項 目		29年度	30年度		元年度		備考		
		実績	実績	前年比	実績	前年比			
フェリー事業	乗用車	高 松	25,759 台	25,393 台	98.6%	20,409 台	80.4%	神戸発便 の実績	
		(内)小豆島	(15,335 台)	(15,160 台)	(98.9%)	(12,911 台)	(85.2%)		
		大 分	12,859 台	11,947 台	92.9%	12,837 台	107.4%		
		宮 崎	34,704 台	35,332 台	101.8%	34,462 台	97.5%		
		計	73,322 台	72,672 台	99.1%	67,708 台	93.2%		
	トラック	高 松	45,547 台	43,714 台	96.0%	40,123 台	91.8%		
		(内)小豆島	(1,156 台)	(1,130 台)	(97.8%)	(1,036 台)	(91.7%)		
		大 分	30,330 台	32,629 台	107.6%	35,990 台	110.3%		
		宮 崎	29,306 台	29,334 台	100.1%	27,623 台	94.2%		
		計	105,183 台	105,677 台	100.5%	103,736 台	98.2%		
	総人員	高 松	153,169 人	151,266 人	98.8%	133,953 人	88.6%		
		(内)小豆島	(70,164 人)	(69,161 人)	(98.6%)	(64,259 人)	(92.9%)		
		大 分	82,590 人	84,320 人	102.1%	88,242 人	104.7%		
		宮 崎	80,462 人	82,133 人	102.1%	79,901 人	97.3%		
		計	316,221 人	317,719 人	100.5%	302,096 人	95.1%		
	駐車場事業	ポートアイランド 中埠頭駐車場		159 台	171 台	107.5%	172 台		100.6%
青木北駐車場		120 台	106 台	88.3%	110 台	103.8%			
ポートアイランド シャープール		20 F	30 台	30 台	100.0%	30 台	100.0%		
		40 F	190 台	190 台	100.0%	190 台	100.0%		
		40 F	283 台	283 台	100.0%	283 台	100.0%		
六甲アイランド シャープール		20 F	95 台	95 台	100.0%	95 台	100.0%		
		40 F	185 台	185 台	100.0%	185 台	100.0%		
		40 F	255 台	255 台	100.0%	255 台	100.0%		
摩耶埠頭 シャープール		40 F	— 台	78 台	—	90 台	115.4%		
計		1,317 台	1,393 台	105.8%	1,410 台	101.2%			

(注) 摩耶埠頭シャープールについては、平成30年10月からの契約である。

## (参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30 →元増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	2,421	▲ 6,713	▲ 35,045	▲ 28,332
	営業収益	659,253	673,497	699,473	25,976
	営業費用	656,832	680,210	734,518	54,308
	うち販売費及び一般管理費	340,962	344,969	385,020	40,051
	うち人件費	314,685	334,960	348,681	13,721
	うち減価償却費	1,185	281	818	537
	営業外利益	0	0	2,262	2,262
	営業外収益	0	0	2,262	2,262
	営業外費用	0	0	0	0
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	2,421	▲ 6,713	▲ 32,783	▲ 26,070
	特別利益	0	0	0	0
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	0	4,949	0	▲ 4,949
法人税等	335	335	335	0	
当期純利益	2,086	▲ 11,997	▲ 33,118	▲ 21,121	
前期繰越利益剰余金	▲ 83,590	▲ 81,504	▲ 93,501	▲ 11,997	
繰越利益剰余金	▲ 81,504	▲ 93,501	▲ 126,619	▲ 33,118	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	132,452	125,946	115,547	▲ 10,399
	流動資産	121,241	108,128	98,553	▲ 9,575
	固定資産	11,211	17,818	16,994	▲ 824
	うち建物	540	8,081	7,551	▲ 530
	負債合計	163,956	169,447	192,166	22,719
	流動負債	98,607	100,145	115,313	15,168
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	65,349	69,302	76,853	7,551
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	▲ 31,504	▲ 43,501	▲ 76,619	▲ 33,118
	株主資本	▲ 31,504	▲ 43,501	▲ 76,619	▲ 33,118
	資本金	50,000	50,000	50,000	0
	資本剰余金	0	0	0	0
	利益剰余金	▲ 81,504	▲ 93,501	▲ 126,619	▲ 33,118
評価換算差額等	0	0	0	0	

## 不適切事案に関する調査を踏まえたガバナンス強化の取り組みについて（報告）

令和元年度に神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を行い、調査を踏まえ団体のガバナンス強化に向けた取り組みを進めている。

### 1. 確認された主な不適切事案の概要

区分	件数
(1) 組合従事に関するもの	1
(2) 職務専念義務に関するもの	1
(3) 不適正行為に関するもの	4

#### (1) 組合従事に関するもの

概要：社員Aは産業別労働組合の上部団体の役員を務め、事実上組合活動に専従するようになったが、当社は社員Aに対し、毎月の賃金相当額を支払っていた（社員Aに対する給与の支払いが労働組合に対する不当労働行為に該当）。

是正措置等：調査結果を受け、労働組合と協議を行った結果、令和2年3月19日付で組合従事に関する協定書を締結し、同日より社員Aは当社本社事務所において業務に従事している。

#### (2) 職務専念義務に関するもの

概要：社員Bが、勤務時間中、同僚の分を含めた弁当の買い出しをするため離席していた。

是正措置等：当該社員に対し、口頭による注意指導を行った。

#### (3) 不適正行為に関するもの

概要：社員C（管理職）が、①残業時間の不正申請、②職員2名に対するパワーハラスメント、③勤務時間における個人的な要件での業者との打ち合わせ、④売上金紛失に関する報告義務の懈怠及び売上金窃取（発覚後に返金）の不適正行為を行った。

是正措置等：当該社員に関して、令和2年3月19日付で諭旨退職とした。また、パワーハラスメントの防止・対応に関し、社内幹部研修等を実施するとともに、現金取扱の適正化のため、防犯（監視）カメラを設置した。

## 2. ガバナンス強化に向けた取り組み状況

### (1) 規定の整備等

- ・就業規則の見直し（パワーハラスメントに関する規定等）（令和2年8月）
- ・組合従事に関する協定書の締結（令和2年3月）

### (2) コンプライアンスの徹底

- ・幹部会において、服務規律の遵守等、再発防止に向けた注意喚起を実施（令和2年6月、7月）
- ・パワーハラスメントの防止・対応に関する社内幹部研修を行うとともに、全社員に周知（令和2年6月）

### (3) 内部通報制度の充実

- ・外部弁護士に通報・相談できるよう、内部通報規定を改正（令和2年8月）

### (4) 現金取扱の適正化

- ・防犯（監視）カメラを設置（令和2年6月）